

まちなかコミュニティセンター 新旧対照表

問合せ先: ☎ 24-5571

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講座室1	100円	360円	講座室1	150円	360円
講座室2	100円	360円	講座室2	150円	360円
講座室3	70円	260円	講座室3	100円	260円
講座室4	100円	360円	講座室4	150円	360円
講座室5	160円	530円	講座室5	240円	530円
和室	60円	210円	和室	90円	210円
講堂	220円	750円	講堂	330円	750円
備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

早岐地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 38-0336

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
集会場	アリーナのみ	520円	1,480円	集会場	アリーナのみ	690円	1,480円
	ステージのみ	100円	360円		ステージのみ	150円	360円
小会議室(旧控室)		60円	210円	小会議室(旧控室)		90円	210円
第1体育室	全面	330円	1,070円	第1体育室	全面	460円	1,070円
	半面	170円	540円		半面	230円	540円
第2体育室		220円	750円	第2体育室		330円	750円
第1講座室		70円	260円	第1講座室		100円	260円
第2講座室		60円	210円	第2講座室		90円	210円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		100円	360円	料理実習室		150円	360円
花高体育室	全面	520円	1,480円	花高体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
花高体育室集会所		100円	360円	花高体育室集会所		150円	360円
多目的室		100円	360円	多目的室		150円	360円
児童室		60円	210円	児童室		90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

相浦地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 47-5775

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
多目的ホール	アリーナのみ	780円	1,960円	アリーナのみ	900円	1,960円	
	アリーナ(A)	520円	1,310円	アリーナ(A)	600円	1,310円	
	アリーナ(B)	260円	650円	アリーナ(B)	300円	650円	
	ステージのみ	220円	750円	ステージのみ	330円	750円	
講座室1		100円	360円	講座室1		150円	360円
講座室2		70円	260円	講座室2		100円	260円
講座室3		100円	360円	講座室3		150円	360円
講座室4		70円	260円	講座室4		100円	260円
講座室5		70円	260円	講座室5		100円	260円
講座室6		60円	210円	講座室6		90円	210円
講座室7		160円	530円	講座室7		240円	530円
体育室(畳)		220円	750円	体育室(畳)		330円	750円
工芸室		70円	260円	工芸室		100円	260円
和室		100円	360円	和室		150円	360円
調理実習室		100円	360円	調理実習室		150円	360円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

日宇地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 33-0564

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
第1講座室		100円	360円	第1講座室		150円	360円
第2講座室		70円	260円	第2講座室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
和室		60円	210円	和室		90円	210円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		体育室	半面	350円
会議室1(体育室内)		100円	360円	会議室1(体育室内)		150円	360円
会議室2(体育室内)		100円	360円	会議室2(体育室内)		150円	360円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

三川内地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 30-7545

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
ホール	アリーナのみ	520円	1,480円	ホール	アリーナのみ	690円	1,480円
	舞台面のみ	60円	210円		舞台面のみ	90円	210円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
講座室		70円	260円	講座室		100円	260円
和室		60円	210円	和室		90円	210円
体育室	全面	520円	1,710円	体育室	全面	690円	1,710円
	半面	260円	860円		半面	350円	860円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

大野地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 49-6589

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	330円	1,070円	講堂	460円	1,070円
和室	100円	360円	和室	150円	360円
料理実習室	100円	360円	料理実習室	150円	360円
第1講座室	60円	210円	第1講座室	90円	210円
第2講座室	100円	360円	第2講座室	150円	360円
第3講座室	70円	260円	第3講座室	100円	260円
第4講座室	60円	210円	第4講座室	90円	210円
第5講座室	60円	210円	第5講座室	90円	210円
児童室	70円	260円	児童室	100円	260円
体育室	全面	520円	体育室	全面	690円
	半面	260円		半面	350円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

宮地区コミュニティセンター 新旧対照表

問合せ先: ☎ 59-2676

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
講座室		70円	260円	講座室		100円	260円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
会議室		60円	210円	会議室		90円	210円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

針尾地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 58-3884

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
多目的室		70円	260円	多目的室		100円	260円
第1講座室		60円	210円	第1講座室		90円	210円
第2講座室		60円	210円	第2講座室		90円	210円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

柚木地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 46-1031

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
講座室		60円	210円	講座室		90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

中里皆瀬地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 40-7135

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		220円	750円	講堂		330円	750円
ホール		330円	1,070円	ホール		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
講座室		70円	260円	講座室		100円	260円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

南地区コミュニティセンター 新旧対照表

問合せ先: ☎ 33-7144

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
集会室		60円	210円	集会室		90円	210円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
工芸室		70円	260円	工芸室		100円	260円
第1講座室		70円	260円	第1講座室		100円	260円
第2講座室		100円	360円	第2講座室		150円	360円
第3講座室		60円	210円	第3講座室		90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

江上地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 58-4638

改正前			改正後				
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂		330円	1,070円	講堂		460円	1,070円
体育室	全面	520円	1,480円	体育室	全面	690円	1,480円
	半面	260円	740円		半面	350円	740円
文化ホール		220円	750円	文化ホール		330円	750円
第1講座室		60円	210円	第1講座室		90円	210円
第2講座室		70円	260円	第2講座室		100円	260円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
料理実習室		70円	260円	料理実習室		100円	260円
会議室		70円	260円	会議室		100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

中部地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 25-2360

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
研修室	330円	1,070円	研修室	460円	1,070円
講座室	160円	530円	講座室	240円	530円
調理実習室	160円	530円	調理実習室	240円	530円
和室	70円	260円	和室	100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

西地区コミュニティセンター 新旧対照表

問合せ先: ☎ 24-3711

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
視聴覚室	330円	1,070円	視聴覚室	460円	1,070円
ホール	520円	1,480円	ホール	690円	1,480円
第1講座室	100円	360円	第1講座室	150円	360円
第2講座室	70円	260円	第2講座室	100円	260円
第3講座室	70円	260円	第3講座室	100円	260円
第4講座室	160円	530円	第4講座室	240円	530円
和室	100円	360円	和室	150円	360円
料理実習室	60円	210円	料理実習室	90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

九十九地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 28-0216

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	アリーナ	220円	750円	講堂	アリーナ	330円	750円
	ステージ	60円	210円		ステージ	90円	210円
講座室1		60円	210円	講座室1		90円	210円
講座室2		60円	210円	講座室2		90円	210円
料理実習室		60円	210円	料理実習室		90円	210円
和室		60円	210円	和室		90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

北地区コミュニティセンター 新旧対照表

問合せ先: ☎ 25-6552

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	330円	1,070円	講堂	460円	1,070円
講座室	60円	210円	講座室	90円	210円
工芸室	70円	260円	工芸室	100円	260円
料理実習室	70円	260円	料理実習室	100円	260円
和室	60円	210円	和室	90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

黒島地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 56-2765

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
会議室	220円	750円	会議室	330円	750円
和室	60円	210円	和室	90円	210円
第2和室	60円	210円	第2和室	90円	210円
料理実習室	60円	210円	料理実習室	90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

広田地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 39-2737

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	330円	1,070円	講堂	460円	1,070円
第1講座室	100円	360円	第1講座室	150円	360円
和室	100円	360円	和室	150円	360円
料理実習室	100円	360円	料理実習室	150円	360円
工芸室	100円	360円	工芸室	150円	360円
第2講座室	60円	210円	第2講座室	90円	210円
会議室	60円	210円	会議室	90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

山澄地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 31-2045

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	520円	1,480円	講堂	690円	1,480円
第1講座室	100円	360円	第1講座室	150円	360円
第2講座室	100円	360円	第2講座室	150円	360円
和室	100円	360円	和室	150円	360円
料理室	100円	360円	料理室	150円	360円
工芸室	100円	360円	工芸室	150円	360円
会議室	60円	210円	会議室	90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

愛宕地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 28-7822

改正前			改正後				
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)			
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		
大集会室	330円	1,070円	大集会室	460円	1,070円		
多目的室	100円	360円	多目的室	150円	360円		
工芸室	70円	260円	工芸室	100円	260円		
調理実習室	70円	260円	調理実習室	100円	260円		
交流室	和室	70円	260円	交流室	和室	100円	260円
第1教養室	60円	210円	第1教養室	90円	210円		
第2教養室	60円	210円	第2教養室	90円	210円		
談話室	60円	210円	談話室	90円	210円		
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				

吉井地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 64-2100

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	アリーナのみ	330円	1,070円	講堂	アリーナのみ	460円	1,070円
	ステージのみ	60円	210円		ステージのみ	90円	210円
講座室1		60円	210円	講座室1		90円	210円
講座室2		60円	210円	講座室2		90円	210円
講座室3		70円	260円	講座室3		100円	260円
和室		60円	210円	和室		90円	210円
調理実習室		100円	360円	調理実習室		150円	360円
吉田乃館	体育室	330円	1,070円	吉田乃館	体育室	460円	1,070円
	集会室	70円	260円		集会室	100円	260円
	調理室	60円	210円		調理室	90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

世知原地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 76-2516

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	アリーナのみ	220円	750円	講堂	アリーナのみ	330円	750円
	ステージのみ	60円	210円		ステージのみ	90円	210円
多目的		70円	260円	多目的		100円	260円
講座室1		70円	260円	講座室1		100円	260円
講座室2		70円	260円	講座室2		100円	260円
講座室3		60円	210円	講座室3		90円	210円
小研修室1		60円	210円	小研修室1		90円	210円
小研修室2		60円	210円	小研修室2		90円	210円
大研修室1		100円	360円	大研修室1		150円	360円
大研修室2		60円	210円	大研修室2		90円	210円
大研修室3		60円	210円	大研修室3		90円	210円
調理室		160円	530円	調理室		240円	530円
和室		60円	210円	和室		90円	210円
体験学習館	陶芸工房	60円	210円	体験学習館	陶芸工房	90円	210円
	準備室兼研修室	60円	210円		準備室兼研修室	90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

宇久地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 0959-57-2607

改正前			改正後				
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)			
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		
会議室	160円	530円	会議室	240円	530円		
調理実習室	70円	260円	調理実習室	100円	260円		
実習室	70円	260円	実習室	100円	260円		
研修室	70円	260円	研修室	100円	260円		
和室(A)	70円	260円	和室(A)	100円	260円		
和室(B)	70円	260円	和室(B)	100円	260円		
神浦分館	講堂	220円	750円	神浦分館	講堂	330円	750円
	和室	70円	260円		和室	100円	260円
	小会議室	60円	210円		小会議室	90円	210円
	調理実習室	60円	210円		調理実習室	90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

小佐々地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 68-3228

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	アリーナのみ	220円	750円	講堂	アリーナのみ	330円	750円
	ステージのみ	70円	260円		ステージのみ	100円	260円
講座室1		160円	530円	講座室1		240円	530円
講座室2		100円	360円	講座室2		150円	360円
和室		70円	260円	和室		100円	260円
調理実習室		100円	360円	調理実習室		150円	360円
伝習室		100円	360円	伝習室		150円	360円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			

江迎地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 66-2175

改正前			改正後			
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)		
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者	
1階講座室	160円	530円	1階講座室	240円	530円	
視聴覚室	160円	530円	視聴覚室	240円	530円	
1階和室	70円	260円	1階和室	100円	260円	
2階和室	60円	210円	2階和室	90円	210円	
調理室	70円	260円	調理室	100円	260円	
2階講座室	60円	210円	2階講座室	90円	210円	
パソコン室	70円	260円	パソコン室	100円	260円	
インフィニタス	大ホール	900円	1,960円	大ホール	900円	1,960円
	大ホール舞台面のみ	520円	1,480円	大ホール舞台面のみ	690円	1,480円
	コミュニティホール	220円	750円	コミュニティホール	330円	750円
	楽屋1	60円	210円	楽屋1	90円	210円
	楽屋2	60円	210円	楽屋2	90円	210円
	楽屋3	60円	210円	楽屋3	90円	210円
	楽屋4	60円	210円	楽屋4	90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

鹿町地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 77-5251

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
ホール	全体	520円	1,710円	ホール	全体	690円	1,710円
	舞台のみ	160円	530円		舞台のみ	240円	530円
1号和室		60円	210円	1号和室		90円	210円
生活実習室		70円	260円	生活実習室		100円	260円
会議室		60円	210円	会議室		90円	210円
視聴覚室		70円	260円	視聴覚室		100円	260円
食堂		60円	210円	食堂		90円	210円
集会室		100円	360円	集会室		150円	360円
ふれあいの家	多目的室	70円	260円	ふれあいの家	多目的室	100円	260円
陶芸の家	講座室	60円	210円	陶芸の家	講座室	90円	210円

備考: 営利を目的として使用する場合は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。

清水地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 76-7333

改正前			改正後		
室場	使用料(1時間につき)		室場	使用料(1時間につき)	
	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
講堂	520円	1,480円	講堂	690円	1,480円
工作美術室	100円	360円	工作美術室	150円	360円
調理実習室	100円	360円	調理実習室	150円	360円
和室	70円	260円	和室	100円	260円
第1講座室	70円	260円	第1講座室	100円	260円
第2講座室	70円	260円	第2講座室	100円	260円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。		

崎辺地区コミュニティセンター 新旧対照表 問合せ先: ☎ 27-2170

改正前				改正後			
室場		使用料(1時間につき)		室場		使用料(1時間につき)	
		市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者			市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的	市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者
大集会室	アリーナのみ	220円	750円	大集会室	アリーナのみ	330円	750円
	ステージのみ	60円	210円		ステージのみ	90円	210円
多目的室		100円	360円	多目的室		150円	360円
調理実習室		70円	260円	調理実習室		100円	260円
第1教養室		60円	210円	第1教養室		90円	210円
第2教養室		70円	260円	第2教養室		100円	260円
交流室		60円	210円	交流室		90円	210円
工芸室		70円	260円	工芸室		100円	260円
談話室		60円	210円	談話室		90円	210円
備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。				備考: 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、規定する使用料の額の20倍に相当する額とする。			